株主各位

東京都荒川区西日暮里6丁目22番22号

# クリナップ。株式会社

代表取締役社長 井 上 強 一

# 第62回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第62回定時株主総会において、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬具

記

#### 報告事項

- 1. 第62期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類がびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2. 第62期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

この結果、第62期の期末配当は1株につき金10円と決定いたしました。

これにより、中間配当金を加えました当期の年間配当金は1株につき20円となりました。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を表します)

	変更	前	変	更	後
( <u>員数</u> ) 第18条	(条文省略)		( <u>取締役の員数</u> ) 第18条	(現行どおり)	
( <u>選任</u> ) 第19条	(条文省略)		( <u>取締役の選任</u> ) 第19条	(現行どおり)	
( <u>任期</u> ) 第20条	(条文省略)		( <u>取締役の任期</u> ) 第20条	(現行どおり)	
( <u>招集</u> ) 第22条	(条文省略)		( <u>取締役会の招集</u> ) 第22条	(現行どおり)	
( <u>報酬</u> ) 第25条	(条文省略)		( <u>取締役の報酬</u> ) 第25条	(現行どおり)	
	(新 設)		締役(取終 法第423 に定める。 任額から 除でする。 2. あるも1項の 条第1項の 支付に契約 し、当該	ま、取締役会の 締役であった者 条第1項の賠償 要件に該当する 去令に定める最付 た額を限度としまい。 は、取締役(業績 を除く。)との間の の賠償責任についまする場合には、 を締結すること 契約に基づく駅	決議によって、取を含む。)の会社責任について法令場合には、賠償責低責任限度額を控て免除することが務執行取締役等でで、会社法第423いて法令に定める、賠償責任を限定とができる。ただ負責任の限度額とする。
第 <u>26</u> 条	(条文省略)		第 <u>27</u> 条	(現行どおり)	
( <u>員数</u> ) 第 <u>27</u> 条	(条文省略)		( <u>監査役の員数</u> ) 第 <u>28</u> 条	(現行どおり)	
( <u>選任</u> ) 第 <u>28</u> 条	(条文省略)		( <u>監査役の選任</u> ) 第 <u>29</u> 条	(現行どおり)	

変	更	前	変  更	後
( <u>任期</u> ) 第 <u>29</u> 条	(条文省略)		( <u>監査役の任期</u> ) 第 <u>30</u> 条 (現行と	ごおり)
第 <u>30</u> 条	(条文省略)		第 <u>31</u> 条 (現行	ごおり)
( <u>招集</u> ) 第 <u>31</u> 条	(条文省略)		( <u>監査役会の招集</u> ) 第 <u>32</u> 条 (現行と	ごおり)
第 <u>32</u> 条	(条文省略)		第 <u>33</u> 条 (現行	ごおり)
( <u>報酬</u> ) 第 <u>33</u> 条	(条文省略)		( <u>監査役の報酬</u> ) 第 <u>34</u> 条 (現行と	ごおり)
	(新 設)		査役(監査役であ 法第423条第1項 に定める要件に該 任額から法令に定 除して得た額を限 できる。 2. 当会社は、監査 条第1項の賠償責 要件に該当する場 する契約を締結す し、当該契約に基	役会の決議によって、監った者を含む。)の会社の賠償責任について法令当する場合には、賠償責める最低責任限度額を控度として免除することが役との間で、会社法第423任について法令に定める合には、賠償責任を限定することができる。ただまづく賠償責任の限度額最低責任限度額とする。
第 <u>34</u> 条~第 <u>37</u> 条	(条文省略)		第 <u>36</u> 条~第 <u>39</u> 条 (現行と	ごおり)
	(新 設)		第423条第1項の 定める要件に該当 を限定する契約を ただし、当該契約	監査人との間で、会社法 賠償責任について法令に する場合には、賠償責任 締結することができる。 に基づく賠償責任の限度 かる最低責任限度額とす
第 <u>38</u> 条~第 <u>41</u> 条	(条文省略)		第 <u>41</u> 条~第 <u>44</u> 条 (現行	ごおり)

#### 第3号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に山根康正、新谷謙一、有賀文宣の3氏が 再任され、それぞれ就任いたしました。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠監査役に舘 孫藏氏が選任されました。 なお、舘 孫藏氏は補欠の社外監査役として選任されました。

^^^^^

以上

本総会終了後に開催された監査役会の決議により、常勤監査役に山根康正氏が選定され、就任いたしました。

#### 第62期期末配当金のお支払いについて

#### ○□座振込をご指定の方

~~~~~~~~

同封の「期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認のご案内」によりご確認下さい。

#### ○ゆうちょ銀行又は郵便局でお受取りの方

ゆうちょ銀行又は郵便局での払渡しの期間は、平成27年6月26日(金)から平成27年7月31日(金) まででございますので、同封の「期末配当金領収証」に必要事項をご記入、ご押印のうえ、最寄 りのゆうちょ銀行又は郵便局でお受取り下さい。

また、「期末配当金領収証」にて配当金をお受取りの方にも、「期末配当金計算書」を同封しておりますので、配当金をお受取り後の配当金額のご確認や確定申告をおこなう際の添付資料としてご利用下さい。

## 

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 電話 0120-232-711(通話料無料)



